

(公印省略)

2 筑高支第 909 号

令和 2 年 10 月 28 日

市内地域包括支援センター  
市内居宅介護支援事業者  
市内小規模多機能型居宅介護支援事業所  
管理者 殿

筑紫野市長 藤田 陽三  
(健康福祉部 高齢者支援課)

**新型コロナウイルス感染予防・拡大防止のための  
居宅介護（介護予防）支援業務に関する臨時的取扱いについて（通知）その 2【補足】**

時下、貴職におかれましては、新型コロナウイルス感染症予防対策の上で業務を遂行していただき感謝申し上げます。

標記の件について、令和 2 年 5 月 29 日付 2 筑高支第 214 号通知「新型コロナウイルス感染予防・拡大防止のための居宅介護（介護予防）支援業務に関する臨時的取扱いについて（通知）その 2」において、6 月 1 日以降の市の取扱いについて周知しておりました。

今般の新型コロナウイルス感染症発生状況および季節的な感染症の流行時期に入ることを踏まえますと、当面の期間、当該取扱いを継続することが適切と判断しております。

そこで、当該取扱いの実施にあたり、別紙の通り具体的な考え方を示しましたので、より適切なケアマネジメント業務の遂行にご協力をよろしくお願いいたします。

なお、**本通知によりこれまでの市の取扱いを変更するものではありませんが、貴事業所において周知いただき、必要に応じて業務の見直しをお願いいたします。**

また、今後の状況の変化に伴い変更や終了する場合は改めて通知することといたします。

**【連絡・問い合わせ先】**

筑紫野市 健康福祉部 高齢者支援課 指定指導担当  
TEL 092-923-1111 (内線 453) FAX 092-920-1786

## 1 基本方針について

- 1) 利用者へのサービス提供の中止や制限を求めるものではないため、以下のことに留意する。
  - ①有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅に居住する利用者に、適切な感染防止策が実施されているにもかかわらず、新型コロナウイルス感染の懸念を理由に、当該施設の併設事業所以外のサービス利用を制限することがあってはならない。
  - ②サービス提供事業所における新型コロナウイルス感染防止対策の情報提供を行い、利用者の選択に基づくサービス提供事業所の決定ができるよう配慮する。
- 2) 利用者の生活・生命維持に不可欠なものとは、虐待案件や安否確認が必要な場合、健康被害の危険が高い場合等が考えられ、これらの場合については代替措置を講じる対象外である。
- 3) 利用者の状態及びニーズの把握において特に必要な場合とは、次のことが考えられる。

### 【例】

- ① 利用者が独居、高齢者世帯、要介護者のみとの同居、コミュニケーション能力等の理由において代替措置では日頃の生活状況やニーズの把握が困難な場合
- ② 一定期間面会でできていない利用者及び家族について、適切かつ質の高いケアマネジメントを行う観点から現在の心身の状況を確認する必要がある場合
- ③ 家族構成や居住地など生活環境の変更があった場合
- ④ 入退院などにより心身の状況の変更が見込まれる場合
- ⑤ ケアプラン作成に係るアセスメントを実施する場合

## 2 具体的取扱いについて

- 1) ケアプラン作成に係るアセスメントにあたっては、利用者の居宅を訪問し利用者及びその家族に面接して実施することを原則とする。具体的には以下の場合である。
  - ① 新規（初回）居宅サービス計画の作成
  - ② 要介護更新認定に係る居宅サービス計画の作成
  - ③ 要介護区分変更認定に係る居宅サービス計画の作成
  - ④ 居宅サービス計画の変更<sup>\*1</sup>
- 2) 1) に該当する場合において、新型コロナウイルス感染予防のために必要と判断し、かつ利用者や家族、これまでかかわっていた事業者、主治医などからの情報収集でアセスメントに変えられる場合は代替措置による実施も可能である。新型コロナウイルス感染予防のために必要と判断する例として、面会の必要性や感染予防対策を講じることを丁寧に説明した上で、利用者又は家族の感染への不安が強く面会を拒否する場合などが考えられる。
- 3) 要介護認定の臨時的取扱いとして、更新申請の際に12カ月の期間延長の対象となった利用者についても通常の要介護更新認定と同様の取扱いとなる。よって1) ②に該当し、ケアマネジメントの一連の業務が必要となる。ただし、サービス担当者会議については代替措置を原則とする。
- 4) 利用者やその家族、サービス担当者等との面談や会議を開催する場合については、厚生労働省が示す各種感染症予防対策を徹底した上で遂行する。
- 5) 事業所内または利用者宅に新型コロナウイルス感染者（疑いや濃厚接触者を含む）が発生した場合に備えて、日頃から利用者のサービス提供や支援に係る優先順位や緊急対応方法を把握しておくほか、事業所内の業務調整や人員確保、市区町村・保健所への報告内容等をマニュアル化し、事業所内で周知しておく。

- ※1 H22.7.30 介護保険最新情報 vol.155『「介護保険制度に係る書類・事務手続きの見直し」に関するご意見への対応について』に基づき「軽微な変更」に該当すると判断した場合はケアマネジメントの一連の業務を省略することができる。

### 《新型コロナウイルス感染症の各種相談窓口》

- 介護サービスにおける感染症対策相談窓口  
一般社団法人日本介護支援専門員協会：<https://www.jcma.or.jp/?p=60620>
- 医療従事者、介護および障がい分野向け支援・相談窓口  
福岡県：<https://www.pref.fukuoka.lg.jp/contents/covid-19-support-medical.html>
- 帰国者・接触者相談センター  
筑紫保健福祉環境事務所：092-707-0524（時間外緊急時：092-471-0264）
- 一般相談窓口  
福岡県新型コロナウイルス感染症一般相談窓口：092-643-3288  
筑紫保健福祉環境事務所 総務企画課企画指導係：092-513-5610

### 《厚生労働省ホームページの関連ページ》

- 介護サービス事業所の感染症予防対策に関すること  
「介護事業所等向けの新型コロナウイルス感染症対策等まとめページ」  
[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/kaigo\\_koureisha/taisaku\\_matome\\_13635.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/taisaku_matome_13635.html)
- 介護サービスにおける臨時的取扱いに関すること  
『「新型コロナウイルス感染症に係る介護サービス事業所の人員基準等の臨時的な取扱いについて」のまとめ』  
<https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000045312/matome.html>

### 《根拠資料》

- ・令和2年5月29日付2筑高支第214号通知「新型コロナウイルス感染予防・拡大防止のための居宅介護（介護予防）支援業務に関する臨時的取扱いについて（通知）その2」
- ・平成30年3月29日条例第11号「筑紫野市指定居宅介護支援等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」
- ・平成11年7月29日老企第22号厚生省老人保健福祉局企画課長通知「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について」
- ・平成22年7月30日付厚労省通知『「介護保険制度に係る書類・事務手続きの見直し」に関するご意見への対応について』（介護保険最新情報vol.155）
- ・令和2年9月4日付厚労省通知「有料老人ホーム等における入居者の医療・介護サービス等の利用について」（介護保険最新情報Vol.872）
- ・令和2年9月18日付厚労省通知「介護保険施設等における入所（居）者の医療・介護サービス等の利用について」（介護保険最新情報Vol.873）